

地方消費税交付金（引上げ分）の用途 ～ 令和3年度～

消費税率が平成26年4月1日には5%から8%へ、令和元年10月1日には8%から10%へ引上げられたことに伴い、地方消費税交付金も引上げられました。

消費税率引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる年金、医療、介護の社会給付や少子化対策といったいわゆる「社会保障4経費」の財源確保にあり、市町村に交付される引上げ分の地方消費税交付金についても「社会保障4経費」やその他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）の経費に充てるものとされています。

本市としましては、地方消費税交付金については、このことを踏まえて、その用途を定めています。

【歳入決算額】 地方消費税交付金 5,862,127千円
（うち社会保障財源分） 3,158,080千円

【充当事業】 地方消費税交付金は一般財源扱いであるため、決算関連資料では事業への充当は行っていませんが、次の事業に充当し、生じた余剰一般財源を他の事業に回しているものと整理をしています。

（単位：千円）

分野	事業名	決算額	財源内訳				
			国県 支出金	地方 債	その他	一般財源	
						社会保障 財源充当分	一般財源分
社会福祉	老人福祉施設入所委託事業	181,229			23,157	30,102	127,970
	障がい者福祉対策事業	1,295,552	904,294		120	215,453	175,685
	幼児教育・保育無償化助成事業	539,819	404,457			89,665	45,697
	保育所運営費等扶助事業	5,157,263	3,421,494		426,435	856,626	452,708
	生活保護法に基づく扶助事業	6,240,579	4,872,903			1,036,566	331,110
社会保険	介護保険事業特別会計繰出金	3,152,743	190,914			523,674	2,438,155
	国民健康保険事業特別会計繰出金	1,986,989	946,767			330,041	710,181
保健衛生	母子保健事業	193,181	6,879		53,715	33,217	99,370
	健康増進事業	257,292	12,806		892	42,736	200,858
計						3,158,080	